

## 経営の新視点 (10)

5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行した。行政の関与が減り個人の判断に任されるようになった。次のパンデミック（世界的大流行）の影響を抑えるには、企業にはこれまで以上に従業員の健康に留意した経営が求められる。

新たな感染症の流行に備えるには、個人や企業が適切な判断を下せる情報の提供、感染時の迅速な対応、医療提供体制の整備をにらんだ企業活動が重要となる。

コロナ下では健康上の不安をオンラインで相談できる遠隔健康医療相談サービスが広がった。国内最大級の医師ネットワークを活用してサービスを提供するメディアなどの企業が参入、経済産業省の補助金も追い風となって市場が形成された。

企業の健康保険組合などが福利厚生サービスや保険の付帯サービスとして採用する例も増えている。従業員の感染状況やストレスなどの健康状態を遠隔でも把握できるため、企業活動を維持する対策の一つとして今後さらなる普及が期待される。

感染症対策への公費投入など財源確保のためにも年々増大する医療費の適正化は無視できない課題だ。企業には今後、従業員の健康への投資を企業の経営戦略として位置づける「健康経営」や、従業員の健康や生きがいを支援する

「ウェルビーイング経営」の取り組みがより求められることになるだろう。

生活習慣病の重症化予防サービスを活用して健保組合の支出を抑えるなど、健康データなどを分析しエビデンス（証拠）に基づいた予防サービスの開発が進むことも期待される。生活習慣病の重症化予防で効果を上げているスタートアップ、PREVENT（プリベント、名古屋市）のように、各種エビデンスを取得しつつ予防サービスを開発していくことが期待される。

こうしたサービスの普及には、企業が主導して従業員の健康へのモチベーションの維持などに努めることが必要となる。重症化予防サービスは健保財政の健全化につながるだけでなく、従業員の健康維持により企業全体の生産性の向上も期待できる。

今後は新型コロナのパンデミック対策の経験を次のBCP（事業継続計画）に役立てるだけでなく、従業員の健康改善に取り組むことが生産性の向上にもつながることを見据えた企業活動が求められることになる。

# 従業員の健康確保も経営課題



とishi・みつる 総合電機メーカー、外資系コンサルティングファームなどを経て現職。ヘルスケアコンサルティング室長としてライフサイエンスからヘルスケア、デジタルヘルスなど幅広い領域を専門とする。

新型インフルエンザ等感染症(2類相当)と5類感染症の主な違い

	新型インフルエンザ等感染症	5類感染症
医療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院措置など、行政の強い関与</li> <li>限られた医療機関による特別な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い医療機関による自律的な通常の対応</li> <li>新たな医療機関に参画を促す</li> </ul>
患者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛(自宅待機)要請</li> <li>入院・外来医療費の自己負担分を公費支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府として一律に外出自粛要請はせず</li> <li>医療費の1~3割を自己負担</li> <li>入院医療費や治療薬の費用を期限を切り軽減</li> </ul>
感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み</li> <li>基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる</li> <li>基本的対処方針などは廃止。行政や事業者の判断に資する情報提供を実施</li> </ul>

(出所)厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について」